公益社団法人いわき青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人(以下「本会」という。)は、公益社団法人いわき青年会 議所(英文名 Iwaki Junior Chamber Incorporated)と称す。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県いわき市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の信頼のもとに会員の資質向上と人間力の啓発 に努め、世界の平和と繁栄に寄与し、地域社会と国家の健全な発 展を図ることを目的とする。

(運営の原則)

- 第4条 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わない。
 - 2. 本会は、特定の政党のために利用しない。
 - 3. 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的事業)

- 第5条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。
 - (1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事

業

- (2) 国際的相互理解及び親善に寄与する事業
- (3) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (4) 教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発達に寄与し、 又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (5) 環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (6) 市政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (7) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (8) 障害者、生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪の被害者の 支援を目的とする事業
- (9) その他、本会の公益目的を達成するために必要な事業
- 2. 前項の事業については福島県において行うものとする。

(その他の事業)

- 第6条 本会は、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を 行う。
 - (1) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に 基づく事業
 - (2) 会員の資質向上に関する調査研究及び事業
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第2章 会員

(会員の種別)

- 第8条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及 び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」と いう。)上の社員とする。
 - (1) 正会員

いわき市内に住所又は勤務地を有する20歳以上40歳未満(以下「制限年令」という。)の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に制限年令に達した場合はその年度の終了まで正会員としての資格を有する。また、直前理事長及び直前としての職務により出向する場合も、制限年令を超えても正会員の資格を有するものとする。

(2) 特別会員

いわき市内の青年会議所において、40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。

(3) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人または団体で、理事会において入会を承認されたものを賛助会員とする。

2. 40歳に達した当該年度に本会の理事であったものは、前項に関わらず選任の事業年度に関する定時総会の終結の時までを会員とする。

(入会)

- 第9条 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、 理事会の承認を得なければならない。
 - 2. このほか正会員の入会に関する事項は、別に定める規則による。

(会員の権利)

- 第10条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要な すべての事業に参加する権利を平等に享有する。
 - 2. 特別会員及び賛助会員については別に定める規則による。

(会員の義務)

- 第11条 正会員は、法令に定めるもののほか、定款その他の規則を遵守し、 各種会議、行事に出席する等、本会の目的達成に必要な義務を負 う。
 - 2. 会員は総会において定める額の会費納入の義務を負うものとする。
 - 3. 正会員は入会に際し、総会において定める額の入会金納入の義務 を負うものとする。

(退会)

第12条 会員は、本会を退会しようとするときは、その事業年度の会費を 納入し、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも 退会することができる。

(資格の喪失)

- 第13条 本会の会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を失 う。
 - (1) 第12条により退会したとき
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
 - (3) 第14条により除名されたとき
 - (4) 団体又は法人が解散したとき

(除名)

- 第14条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総正 会員の半数以上であって、総議決権の3分の2以上に当たる決議 を得て、その会員を除名する事が出来る。
 - (1) 本会の名誉を毀損し、又はこの法人の目的遂行に反する行為をしたとき。
 - (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
 - (3) 1年間、会費納入の義務を履行しないとき。
 - (4) その他会員として適当でないと認められたとき。
 - 2. 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に 総会の1週間前までに理由を付して除名をする旨の通知をし、除 名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならな い。
 - 3. 特別会員又は賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは、理

事会の議決により、当該会員を除名することができる。

4. 第1項各号の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

- 第15条 正会員が、やむを得ぬ事由により、本会の事業等に長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。
 - 2. その他休会に関して必要な事項は、別に定める規則による。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第16条 会員が、第13条第1項各号の規定によりその資格を喪失したと きは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。
 - 2. 前項の場合において、第13条第1項第2号に規定する場合を除き、未履行の義務は免れることはできない。
 - 3. 本会の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金、会費及び その他いかなる請求をもすることができない。

第3章 役員等

(役員)

- 第17条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上30名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
 - 2. 理事のうち、1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事、2名以上8名以内を常任理事とする。

(代表理事・業務執行理事)

第18条 前条第2項の理事長をもって一般社団・一般財団法人法上の代表 理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項2号の業務執行 理事とする。

(選任)

- 第19条 役員は、総会においてこれを選任する。
 - 2. 理事は本会の正会員のうちから選任しなければならない。
 - 3. 監事は本会の会員のうちから選任する。ただし、必要があるときは本会の会員以外の者から選任することを妨げない。
 - 4. 理事長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長を選定する場合においては、理事会は総会の 決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を 選定する方法による。

- 5. 監事は本会の理事又は会議・特別委員会若しくは委員会の構成員 を兼任することができない。
- 6. 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他 特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1 を超えて含まれることになってはならない。
- 7. 本会の監事には、本会の理事(親族その他の特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 8. その他役員の選任に関して必要な事項は、別に定める規則による。(理事の職務・権限)
- 第20条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
 - 2. 理事長は、本会を代表し、業務を執行する。
 - 3. 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
 - 4. 専務理事は、事務局を管轄して本会の常務を処理する。
 - 5. 常任理事は、理事長、副理事長、および専務理事を補佐して、業 務を分掌する。
 - 6. 理事長及び専務理事は、毎事業年毎に4ヶ月を超える間隔で2回 以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 7. その他、理事に関して必要な事項は、別に定める規則による。

(監事の職務・権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、 監査報告を作成する。
 - 2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、 本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事への報告義務)

第22条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

- 第23条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 2. 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるとき は、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 3. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があ

った日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第24条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的 記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、 法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認め るときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第25条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定 款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場 合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるお それがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請 求することができる。

(理事の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常 総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 2. 理事の員数が欠けた場合、総会の選任により理事を補充することができる。
 - 3. 前項の規定により選任された理事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
 - 4. 理事の辞任及び解任等により理事の員数が欠けた場合、当該理事は新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

- 第27条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨 げない。
 - 2. 前条第2項から第4項は、本定款に定める監事の員数が欠けた場合にこれを準用する。

(辞任及び解任)

- 第28条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。
 - 2. 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

- 第29条 本会に、直前理事長及び顧問(以下、「直前理事長等」という。) を置くことができる。
 - 2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
 - 3. 顧問は、総会においてこれを選任する。
 - 4. 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
 - 5. 直前理事長等の任期、辞任及び解任は本定款第26条1項及び第28条の規定を準用する。
 - 6. 前項に定めるもののほか、直前理事長等に関し必要な事項は、別に定める規則による。

(報酬)

- 第30条 理事及び直前理事長等は無報酬とする。ただし、監事を正会員外から選任する場合には、総会の承認を得る事により、報酬を支給することを妨げない。
 - 2. 前項に関し必要な事項は、別に定める規則による。

(取引の制限)

- 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について 重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者の間における本会とその理事との利益が相反する取引
 - 2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事項を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3. 本会と理事が、本会会計規則に定める上限金額を超えて第1項各 号に規定する取引(以下この項において、「特別取引」という。) を行おうとする場合には、その理事は第1項の規定に該当する理 事会における特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議 事審議中は議場から退席しなければならない。

(責任の免除)

- 第32条 本会は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
 - 2. 本会は、外部役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって

締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 総会

(総会)

第33条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催する通常総会をもって、同法上の定時社員総会とする。

(構成)

第34条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第35条 総会は本定款に別に定めるものの他、次の各号を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書、その付属明細書(以下、 「計算書類等」という。)、財産目録の承認
- (5) 本会の解散及び残余財産の処分方法
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全 部の廃止
- (7) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - ①会員資格に関する規則
 - ②役員報酬規則
- (8) 正会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(総会の開催)

- 第36条 通常総会は、毎年1月及び8月に開催する。
 - 2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が決議したとき。
 - (2) 5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事

項の理由を記載した書面により総会開催の請求があったとき。

(招集)

- 第37条 総会は、理事長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある 場合には、その招集手続を省略することができる。
 - 2. 理事長は、第36条第2項第2号の規定による請求があったとき には、遅滞なく、請求があった日から30日以内の日を開催日と する臨時総会を招集しなければならない。
 - 3. 総会を招集する時は次の事項を理事会の議決によって決定しなければならない。
 - (1)総会の日時及び場所
 - (2)総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
 - 4. 総会を招集する場合には、前項各号の事項を記載した書面により、 開催日の1週間前までに会員に通知しなければならない。
 - 5. 理事長は、政令で定めるところによりあらかじめ会員の承諾を得たときは、当該会員に対し、前項の書面による通知に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第38条 総会の議長は、出席した正会員のうち、理事長が指名したものが これにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、 出席した正会員の互選により選出する。

(定足数)

第39条 総会は、総議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(総会の決議)

- 第40条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款 に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する 正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決す る。
 - 2. 理事又は監事を選任する議案の決議するに際しては、選出された 候補者ごとに、第1項の議決を行わなければならない。また、理 事又は監事の候補者の合計数が本定款第17条に定める定足数を 上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多 い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権行使の委任)

第41条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、法令の定

めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任 することができる。

(議決権)

第42条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の議事録)

- 第43条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
 - 2. 議事録には、議長及び議長が指名する正会員2名が記名押印しなければならない。

(総会規則)

第44条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもの のほか、別に定める規則による。

第5章 理事会

(構成)

- 第45条 本会に理事会を置く。
 - 2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第46条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事長、副理事長、専務理事、常任理事の選定及び解職
 - (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (3) 本会の事業計画及び収支予算の承認
 - (4) 規則(総会で決するものを除く)の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 前各号に定めるものの他、本会の業務執行の決定
 - 2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に 委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要

なものとして法務省令で定める体制の整備

(6) 第32条の責任の免除

(理事会の開催)

- 第47条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。
 - 2. 定例理事会は毎月開催する。
 - 3. 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 第23条第2項及び第3項に定めるとき
 - (3) 次条第2項又は第3項に定めるとき。

(招集)

- 第48条 理事会は、理事長が招集する。ただし理事長が欠けたとき、又は 事故あるときは各理事が理事会を招集する。
 - 2. 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3. 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。
 - 4. 理事会を招集する場合には、開催日の5日前までに各理事、各監事及び各直前理事長等に通知しなければならない。
 - 5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第49条 理事会の議長は、理事の互選により選出する。

(決議)

第50条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除 く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

(運営)

第52条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるも

ののほか、別に定める規則による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第53条 本会は、年間8回以上、例会を開催する。

2. 例会の運営については、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

- 第54条 本会は、目的達成に必要な事項の調査、研究及び実施のため、その目的に応じて委員会を置く。
 - 2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。また、 必要に応じて幹事を置く事ができる。
 - 3. 委員長は、理事のうちから理事長が推薦し、理事会においてこれを選任する。
 - 4. 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。
 - 5. 委員会の運営については、理事会の決議により別に定める。

(特別室、会議、特別委員会)

- 第55条 本会は、特に必要な事項の調査、研究及び実施のため、特別室、 会議及び特別委員会を置くことができる。
 - 2. 前項に関して必要な事項は、別に定める規則による。

第7章 資産、会計、事業計画等

(財産の構成)

- 第56条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 入会金
 - (4) 寄附金品
 - (5)事業に伴う収入
 - (6) 資産から生じる収入
 - (7) その他の収入
 - 2. 本会の経費は前項の財産をもってこれに充てる。

(財産の管理)

第57条 本会の財産管理責任者は、理事長とし、その方法は、別に定める 規則による。

(会計原則並びに区分)

- 第58条 本会の会計は、法令に従い一般に公正妥当と認められる公益法人 の会計の慣行に従うものとする。
 - 2. 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分 し、各収益事業等毎に特別の会計として経理しなければならない。 (事業計画及び収支予算)
- 第59条 本会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを 記載した書類(以下、「事業計画書等」という。)については、毎 事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得 るものとする。これを変更する場合も同様とする。
 - 2. 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第60条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長 が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なけ ればならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明 細書
 - (6) 財産目録
 - 2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び 第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類につ いてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けな ければならない。
 - 3. 理事長は、前項に定める書類を、1月の通常総会の2週間前までに事務所に備え置かなければならない。
 - 4. 第1項の書類等ついては各事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁 に提出するとともに、その他次の書類を主たる事務所に5年間備 え置き、一般の閲覧に供し、定款、社員名簿を主たる事務所に備 え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値 のうち重要なものを記載した書類
- 5. 本会は、第1項の通常総会の終結後速やかに、貸借対照表を公告 するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第61条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (以下、認定法という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎 事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を 算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する 数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金)

- 第62条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入を もって償還する短期借入金の場合には理事会の承認を得るものと し、それ以外の場合には総会において総正会員の半数以上であっ て、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならな い。
 - 2. 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項同様の総会の決議を得なければならない。

第8章 管理

(事務局)

- 第63条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2. 事務局には、職員を置くことができる。
 - 3. 事務局の職員は、理事会の議決を経て理事長が任命する。
 - 4. 前各号の他、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第64条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなくてはな らない。
 - (1) 定款その他諸規則
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿

- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書等
- (8) 事業報告書及び付属明細書
- (9) 貸借対照表
- (10) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (11)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属 明細書
- (12) 監査報告書
- (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する 数値のうち重要なものを記載した書類
- (14) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2. 前各号の帳簿及び書類の閲覧については法令に定めるほか、第6 5条第2項に定める規則によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

- 第65条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運 営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。
 - 2. 情報公開に関する必要な事項は、別に定める規則による。

(個人情報の保護)

- 第66条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
 - 2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める規則による。

(公告方法)

第67条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方 法により行う。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更等)

- 第68条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。
 - 2. 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、

行政庁の認定を受けなければならない。

3. 第1項に規定する変更を行った場合、又は第2項に規定する以外 の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

- 第69条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の 議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法 上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすること ができる。
 - 2. 前項の行為を行おうとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第70条 本会は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに 第4号から第7号に規定する事由によるほか、総会において、総 正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の 決議により解散することができる。

(公益目的財産残額の算定)

第71条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の 末日における公益目的取得財産残額を算定し、第60条第1項第 2号の書類に記載するものとする。

(公益目的財産残額の贈与)

第72条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする団体又は他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第73条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(清算人)

第74条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。 (解散後の会費の徴収) 第75条 本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補則

(委任)

第76条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理 事会の議決により、別に定める。

平成 2 5 年 0 4 月 0 1 日 制 定 平成 2 5 年 1 2 月 0 7 日 一部改定